

一部負担金の基準について

- ・月の1日から末日までの受診を1か月単位で計算します。翌月にまたがる場合、計算は別になります。
(退院後、同じ月内に同じ病院へ再入院した場合はあわせて計算されます。)
- ・同じ保険医療機関等でも、「入院」と「外来」、「医科」と「歯科」は別のものとして扱います。
- ・入院時の食事代や差額ベッド代等などの保険診療外のもの(自費分)は、一部負担金には含まれません。
- ・保険医療機関等の発行する処方箋により薬局で支払った薬代は、処方箋を出した保険医療機関等の一部負担金を合わせて計算します。

【例】所得区分「エ」(月額上限61,500円)の場合



(※) オンライン資格確認等システムや限度額適用認定証等を利用し、自己負担限度額までの支払い

世帯合算とは

同じ世帯(当国保組合に加入している組合員及び家族)で1か月に21,000円以上的一部負担金を1人で2か所以上に支払うか、あるいは2人以上が支払ったとき(70歳以上の方は一部負担金を全部合算)は、それぞれの一部負担金を合算し、自己負担限度額を超えた額が、申請により後で払い戻されます。

【例】所得区分「エ」(月額上限61,500円)の場合



(※) オンライン資格確認等システムや限度額適用認定証等を利用し、自己負担限度額までの支払い

多数回該当とは

同じ世帯で直近12か月の間に高額療養費に該当した月が3回以上ある場合は、4回目以降は自己負担限度額が所得区分に応じて減額され、最終的な自己負担はさらに軽減されます。

